

大江町国土強靱化地域計画

令和3年3月

大 江 町

【目 次】

I はじめに

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

II 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 大江町における国土強靱化の理念 2
- 2 基本目標 2
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針 2
- 4 想定される大規模自然災害（本計画の対象） 3

III 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 5
- 2 「起きてはならない最悪の事態」の設定 5
- 3 評価の実施手順 7
- 4 評価の結果 7

IV 強靱化に向けた施策推進方針

- 1 施策推進方針の整理 8
- 2 施策分野ごとの施策推進方針 8
 - (1)行政機能（消防含む） 9
 - (2)危機管理 12
 - (3)建築住宅 16
 - (4)交通基盤 18
 - (5)国土保全 21
 - (6)保健医療・福祉 23
 - (7)ライフライン・情報通信 24
 - (8)産業経済 26
 - (9)農林水産 27
 - (10)環境 29
 - (11)リスクコミュニケーション 30

V 計画の推進

- 1 計画の推進管理 32
- 2 計画の見直し 32

【別表 1】 脆弱性評価結果

【別表 2】 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針

【別 添】 「大江町国土強靱化地域計画事業編」

I はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。

政府においては、基本法に基づき、平成26年6月に、国土の強靱化の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、今後の大規模自然災害等に備え、強靱な国土づくりに向けた施策を推進している。

山形県でも、今後想定される大規模自然災害から県民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な県土づくり」を推進するため、平成28年3月に「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」を策定した。

本町においても、国や県の強靱化計画を受け、町内において今後想定される大規模自然災害を見据え、事前の防災に必要な対応により減災を図り、以って町民の生命と財産を守り、町の持続的な成長を実現するため、「大江町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、山形県の「事前防災及び減災等のための山形県強靱化計画」と整合性を図り、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となる。

3 計画の期間

本計画が対象とする期間は、策定から概ね5年間とする。

II 大江町における国土強靱化の基本的な考え方

1 大江町における国土強靱化の理念

大江町における国土強靱化は、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進することとする。

2 基本目標

国土強靱化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

基本目標の実現を図るため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の強靱化に向け、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組み姿勢

- 本町の強靱性を損なう原因について、あらゆる側面から検討し、取組みにあたること。
- 長期的な視点を持って計画的な取組みにあたること。
- 本町の社会経済システムの有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組合せ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること。

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせるとともに、国、県、町、他市町村、西村山広域行政事務組合（以下「広域組合」）、町民、民間事業者、NPOなど関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- 町民の需要の変化等を踏まえるとともに、効果的な施策の実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- PFI*の導入など、民間資金・活力を導入した取組みを推進すること。
 ※PFI（Private Finance Initiative）：公共施設等の建設、維持管理、運営等において民間の資金、経営及び技術的能力を活用する手法。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- 高い高齢化率、全国有数の豪雪地域、豊富な再生可能エネルギー資源を有することなど、本町の特性に応じた取組みを進めること。

（５）国土全体の強靱化への貢献

- 国土全体での代替性・補完性の確保や、東京一極集中の是正等を促進することにより、国土全体の強靱化につなげていく視点を持つこと。
- 国土強靱化を実効あるものとするため、国及び県の取組みとの連携を図ること。

4 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

本計画は、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とする。

また、南海トラフ地震や首都直下地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす町外における大規模自然災害も、国土全体の強靱化の観点から対象とする。

本計画で想定する主な自然災害については、以下のとおりである。

【想定される大規模自然災害】

町内 ／ 町外	自然災害の種類		想定する規模等
町内	大規模地震		M7～8程度、最大震度7程度で建物被害、火災、死傷者が多数発生
	台風・梅雨前線等 豪雨 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨による大規模水害を想定。例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等
		大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊による人的・物的被害等
		暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人的・物的被害等
	暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩による交通事故・障害、家屋の倒壊、人的被害等
	複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生する等
町外	大規模地震・津波		南海トラフ地震や首都直下地震、太平洋沖地震（東日本大震災クラス）など、町外（他県）で発生する大規模地震・津波による人的・物的被害、原子力発電所における事故等

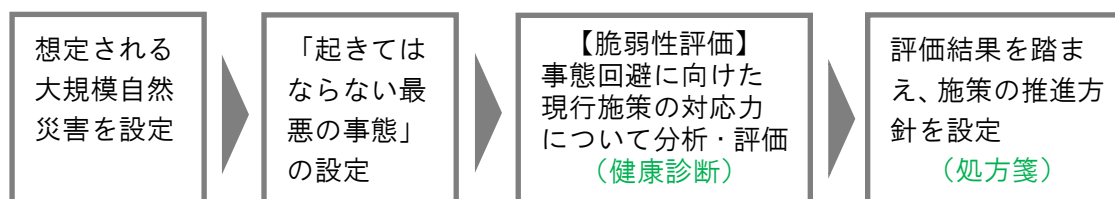
Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（「脆弱性評価」）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町としても、国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国や県が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施する。

○ 脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」、及び45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、想定される大規模自然災害を踏まえるとともに、大都市に特有の事象の除外や本町の地域特性に応じた事象の追加、類似した事象の統合を行うなどして項目を整理し、8つの「事前に備えるべき目標」と31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(31)	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建物・交通施設等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域的な住宅地等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等による死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疾病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産性低下に伴う経済活動の停止
	5-2	社会経済活動に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
	6-2	上水道、農業用水の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足による復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 評価の実施手順

設定した31の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策（国、県、広域組合、民間事業者など町以外が取組み主体となるものを含む）の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力や課題について分析・評価を行った。

4 評価の結果

評価結果は、別表1のとおりである。

IV 強靱化に向けた施策推進方針

1 施策推進方針の整理

脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに施策とその目標指標を検討・整理するとともに、それを各部局等の所管する業務等を勘案して設定した11の施策分野に分類して、施策推進方針を取りまとめた。

(「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針については、別表2のとおり。)

○ 施策分野

- (1)行政機能(消防含む)、(2)危機管理、(3)建築住宅、
- (4)交通基盤、(5)国土保全、(6)保健医療・福祉、
- (7)ライフライン・情報通信、(8)産業経済、(9)農林水産、(10)環境、
- (11)リスクコミュニケーション

2 施策分野ごとの施策推進方針

上記の11の施策分野ごとの施策推進方針を以下に示す。

これらは、4つの「基本目標」及び8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、施策分野ごとの施策推進方針に基づき、必要な具体的事業や取組みについては、別添「大江町国土強靱化地域計画事業編」に整理する。

(注) 別添「大江町国土強靱化地域計画事業編」には、町が実施する事業、取組みに加え、町が国や県に対して要望する事業、取組みも記載している。

※ 各施策タイトル右側の記載事項及び目標指標囲み内の記載事項について

- () 内には、当該施策に関連する「起きてはならない最悪の事態」の番号を記載
- [] 内には、当該施策の取組み主体(国、県、町、民間の4区分)を記載
- 《 》内には、当該施策が他の施策分野にも掲載されている場合に掲載先の施策分野を記載

(1) 行政機能（消防含む）

<行政機能>

（庁舎等の耐震化・維持管理等の推進）（1-2, 3-1）[町] 《建築住宅》

- 庁舎、中央公民館等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了しているが、今後は、大江町個別施設計画、大江町学校施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、非構造部材も含めた計画的な維持管理・改修等を行う。

（災害時に防災拠点となる施設の整備の推進）（1-1, 3-1）[町] 《建築住宅》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄を図る。

（避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進）（1-1）[町] 《危機管理》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の更なる指定に向けて検討するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

（業務継続に必要な体制の整備）（3-1）[町] 《危機管理》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

（IT部門における業務継続体制の整備）（3-1）[県、町] 《ライフ・情報》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、業務継続計画の実効性を高めるため、訓練等により定期的に計画内容の点検・更新を行う。
- 情報システムの業務継続計画の策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、すべてのシステムにおいて引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたリモートワーク端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、リモートワーク端末の整備を進める。

(緊急車両、災害拠点、医療機関に供給する燃料の確保)

(2-4, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点、医療機関等への燃料供給の確保を図る。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1, 4-1) [町] 《危機管理》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、通信網として県防災行政通信ネットワークを整備しているが、引き続き有効活用する。

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《危機管理》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やＬアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Ｌアラート…

〔	災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上の共
	通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの。〕

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《危機管理》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効な同報系防災行政無線などを、更に有効活用する。併せて災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。

<広域連携>

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時広域受援計画」の策定を進める。

(支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備) (2-1) [町、民間] 《危機管理》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

<消防>

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策等の推進) (2-3) [町、広域組合]

- 消防関係施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。

(消防団による地域防災力充実強化等) (2-3) [国、県、町]

- 災害発生時において初動体制を担う消防団について、団員数の減少とともに高齢化が課題となっており、若い人材の確保を図る。
- 「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性をもつ消防団は、地域防災力の中核的存在であり、災害による被害を最小限にとどめるため、国・県と連携を図りながら、多様な人材の活用による消防団の充実強化に向けた取組みを推進する。

(消防力の確保) (2-3) [国、県、町、広域組合]

- 大規模災害時には、地域の消防力の不足が懸念されるため、県と連携して緊急消防援助隊など専門部隊の災害対応能力の強化に向けた恒常的な訓練及び組織間の合同訓練の充実を図る。

(緊急消防援助隊派遣時の県内消防力の低下防止) (2-3) [県、町、広域組合]

- 村山地方以外で発生する大規模災害時に広域組合消防本部の緊急消防援助隊を派遣することになった場合でも、管内の災害に対応すべき消防力が低下しないよう、定期的な訓練の実施や県と連携して県内各消防本部の相互応援協定の実効性の確保を図る。

(NBC災害対策用資機材の充実) (7-2) [県、町、広域組合]

- NBC災害*時に消防士の安全を確保しつつ効果的な消防活動を行うため、広域組合消防本部におけるNBC災害対策用資機材の充実を図る。

※ NBC災害 … 核 (nuclear)、生物 (biological)、化学物質 (chemical) による特殊災害のことをいい、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。地下鉄サリン事件や東京電力福島第一原子力発電所事故などもこれに含まれる。

≪目標指標≫

・ 消防団員数 275人 (R2) → 280人 (R8) (2-3)

(2) 危機管理

<洪水対策>

(洪水ハザードマップの活用) (1-3) [国、県、町]

- 近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、洪水時における町民の迅速かつ円滑な避難に役立つよう、浸水想定区域や避難に関する情報を記載した洪水ハザードマップの活用を促進する。

(避難勧告等の具体的な発令基準の策定) (1-3) [町]

- 洪水時の住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、引き続き、対象河川に係る避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保) (3-1, 4-1) [町] 《行政機能》

- 大地震など大規模災害発生時の通信事業者回線が機能しない場合でも、行政機関相互の通信手段を確保するため、通信網として県防災行政通信ネットワークを整備しているが、引き続き有効活用する。

(タイムラインの作成、運用) (1-3) [町]

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成、運用により、被害の最小化を図る。

<土砂災害対策>

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《国土保全》

- 県に対して、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定推進を要請するとともに、県の支援を受けながら、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した警戒避難体制の整備や避難訓練などを実施する。

(土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定) (1-4) [町]

- 土砂災害の発生が予想される際の円滑かつ迅速な避難を確保するための避難勧告等の具体的な発令基準の策定を促進する必要がある。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進、水管理システムの整備)

(7-1) [県、町] 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

また、土地改良区が管理している基幹水路や大型ため池に農業用水路等長寿命化防災減災事業を活用し、水管理システム（クラウド型水位計）を設置することにより、豪雨災害時に町と改良区による迅速な対応を図る。

<情報伝達機能>

(災害情報伝達手段の確保) (4-2) [県、町、民間] 《行政機能》

- テレビ・ラジオ放送等が中断した際にも、町民に災害情報を提供できるよう、代替手段の整備やLアラート※、緊急速報メールの活用を促進する。また、SNS等による双方向通信機能の活用等により、効果的な情報伝達の確保を図る。

※ Lアラート…

災害関連情報の発信者である県・市町村と放送事業者等をインターネット上

の共通基盤で繋ぎ、地域住民に迅速かつ効率的に情報提供を実施するもの

(災害時における住民への情報伝達の強化) (1-6, 4-2) [町] 《行政機能》

- 災害時に、住民に対して防災情報や避難情報を迅速かつ確実に伝達する手段として有効な同報系防災行政無線などを、更に有効活用する。併せて災害情報を確実に伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]

《国土保全》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<応急・復旧対策>

(業務継続に必要な体制の整備) (3-1) [町] 《行政機能》

- 地震等の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、町民生活に密着する行政サービスなど災害発生時にも必要とされる通常業務を維持するため、業務継続に必要な体制整備を進める。

(孤立危険性のある集落との通信手段の確保、ヘリコプター離着陸可能場所の確保)

(2-2) [県、町]

- 孤立危険性のある集落において、道路の寸断等により孤立した場合に備え非常用通信設備の整備を促進するとともに、急患や物資の輸送を行う際に必要となるヘリコプターの離着陸場所については、冬季間を念頭にその確保を進める。また、孤立危険性のある集落の状況の把握に随時取り組む。

(緊急車両、災害拠点、医療機関に供給する燃料の確保)

(2-4, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 石油関係団体と締結した協定に基づき、優先的に供給する緊急車両や災害拠点病院等の重要施設の範囲の拡大、具体的な実施方法の確認により、災害時における、救助・救急等にあたる緊急車両や災害拠点、医療機関等への燃料供給の確保を図る。

(大規模災害時における広域連携の推進) (2-1, 3-1) [県、町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における、応急体制の迅速かつ円滑な確立のため、他の自治体との相互応援協定等を締結しているが、実効性のあるものとするため、応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。

(自衛隊との連携強化) (2-3) [国、県、町]

- 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。

(支援物資の供給等に係る体制の整備) (2-1) [町、民間] 《行政機能》

- 大規模災害時における民間事業者からの物資調達等に関する協定を締結しており、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認を行う。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [県、町] 《交通基盤》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(豪雪災害時の災害救助法の適用) (1-5) [町]

- 豪雪時における家屋倒壊を防止するため、障害物（雪）の除去など、災害救助法の適用による豪雪災害への対応を図る。

(被災者生活再建支援制度の拡充) (8-3) [国、県、町]

- 大規模災害発生後、被災者が速やかに生活を再建するためには、被災者生活再建支援制度の活用が有効であり、制度の適用範囲や支給範囲について、一層の拡充に向けた取組みを進める。

<地域防災力>

(地域コミュニティの維持) (8-3) [県、町、民間]

- 大規模災害時にお互いが支え合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、住民が主体となった地域課題解決に向けた取組みの支援や地域の拠点づくりの支援など、地域コミュニティの維持やその活力を向上する取組みを通して、平時から住民が互いに支え合う関係の維持や深化を図る。

(自主防災組織の育成強化等) (1-6, 2-3, 4-2, 8-3) [県、町、民間]

- 災害による被害を最小限にとどめるとともに迅速な復旧復興を果たすためには、住民間の地域防災活動の充実が不可欠であることから、その重要な役割を担う自主防災組織について、組織運営を支援する。
- 災害時に、自主防災組織が効果的に防災活動を行うためには平常時からの活発な活動が必要であるため、活動の活性化を促進する。
- 避難所運営の体制強化のため、自主防災組織等の地域住民中心の避難所運営ができるよう、住民主体の避難所運営マニュアルの作成などの取組みを促進する。

(避難場所の指定、耐震化・設備整備の促進) (1-1) [県、町] 《行政機能》

- 災害対策基本法に基づく災害種別に対応した指定緊急避難場所、及び指定避難所の更なる指定に向けて検討するとともに、指定にあたって必要となる施設や設備整備を行う。
- 福祉避難所の指定に向けた取組みを促進する。
- 避難所の機能強化のため、引き続き良好な生活環境を確保するための設備整備の取組みを促進する。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《リスクコミ》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。
- 町における備蓄については、引き続き、一定量の現物備蓄の確保を促進する。

《目標指標》

- ・対象河川に係る洪水ハザードマップ作成済み (R2) (1-3)
- ・ため池等ハザードマップの作成及び公表 (7-1) 《農林水産》

(3) 建築住宅

<施設・建築物等の耐震化・老朽化対策>

(庁舎等の耐震化・維持管理等の推進) (1-2, 3-1) [町] 《行政機能》

- 庁舎、中央公民館等の不特定多数が集まる町有施設については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了しているが、今後は、大江町個別施設計画、大江町学校施設長寿命化計画に基づき、施設の長寿命化を推進するとともに、非構造部材も含めた計画的な維持管理・改修等を行う。

(災害時に防災拠点となる施設の整備の推進) (1-1, 3-1) [町、広域組合] 《行政機能》

- 災害時に防災拠点となる施設の整備を図るとともに、必要な資機材の備蓄を図る。

(住宅・建築物等の耐震化の促進) (1-1) [国、県、町、民間]

- 町内の住宅や多数の者が利用する建築物等について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実、耐震診断後のフォローアップなどきめ細かな対応により、耐震化を早急に進める。また、吊り天井など非構造部材、ブロック塀等の耐震対策を促進する。

(不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進) (1-2)

- 不特定多数の者が利用する建築物等については、地震等により損壊・倒壊した場合の影響が非常に大きくなるため、全ての建築物の耐震化を目指した取組みを進める。[町、民間]
- 公共建築物に比較し、民間建築物の耐震化が遅れており、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実などの対応により、民間建築物に係る耐震化を一層促進する。[民間]
- 公立学校施設のうち耐震化未完了の施設・設備について、小中学校施設については計画的に耐震化に取り組む。
- 社会教育施設のうち未耐震化の施設について、耐震診断を実施するとともに、診断結果に基づく対応を促進する。[町]
- 保育所、幼稚園等の施設について、耐震化が完了していない私立施設については、国・県の補助制度を活用した耐震化の実施、公立施設については、計画的な耐震化への取組みを促進する。
- 児童養護施設、児童自立支援施設のうち老朽化した施設については、助成制度を活用しながら計画的な整備を促進する。[県・町・民間]
- 社会福祉施設は、地震や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、社会福祉施設については、施設の耐震化とともにスプリンクラーの設置等により、安全性の確保を図る。[県・町・民間]
- 病院施設については、補助制度の活用等を図りながら、耐震化を促進する。

[町・民間]

(町営住宅の耐震化の促進) (1-1) [町]

- 町営住宅について、耐震診断の早期実施及び耐震化を促進する。

(町営住宅の老朽化対策の推進) (1-1) [町]

- 町営住宅について、計画的なストック管理（修繕、改善等）を推進する。

(都市公園施設の計画的な維持管理の推進) (1-2) [町]

- 都市公園については、「新耐震基準」により建築又は耐震改修が完了していることから、施設の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行う。

(緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化の促進) (1-1, 1-2) [国、県、町]

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、被災時において避難や救助を円滑かつ迅速に行うために沿道建築物の耐震化を促進する。

<その他対策>

(住宅建築改修等の推進) (1-1) [町、民間]

- 住宅の補強工事を含む改修工事や住宅の新築工事への助成により、安全性の高い快適な住環境の整備を促進する。

(空き家対策の推進) (1-1) [町、民間]

- 大規模災害発生時に、空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、大江町空き家等対策計画に基づき、県や町内各地区と連携して総合的な空き家対策を推進する。

(家具の転倒防止対策の推進) (1-1) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、家具転倒による人的被害を防止するため、町民に対する啓発活動の充実など、家具転倒防止対策を推進する。

(事業所・店舗における棚等の転倒防止対策の推進) (1-2) [町、民間]

- 大規模地震発生時に、事業所執務室の書棚や店舗の陳列棚等の転倒による人的被害を防止するため、事業所等に対する啓発活動の充実など、事業所や店舗における棚等の転倒防止対策を推進する。

(4) 交通基盤

<高速交通網整備>

(高速道路及び地域高規格道路等の整備) (5-3,8-4) [国、県、町、民間]

- 大規模災害時に県内外被災地への物資供給や人的支援等を迅速に行うため、県内外を結ぶ高速道路や地域高規格道路、特に東日本大震災により重要性が認識された日本海側と太平洋側を結ぶ「横軸」幹線道路、県境道路等の早期整備を促進する。
- 併せて、被災地や防災拠点等への速やかなアクセスを可能とする高速道路等へのアクセス道路や、追加インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を進める。

(地方航空ネットワークの維持・拡大) (5-3,8-4) [国、県、町、民間]

- 山形空港、庄内空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能したことを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上するため、本県2空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図る。

<道路関係防災対策>

(緊急輸送道路等の整備・確保) (1-1,2-1,2-5,8-4) [県、町]

- 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給や、救急救援活動、迅速な復旧復興等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国、県や高速道路管理者と連携を図り整備を推進するとともに、無電柱化や落石等危険箇所の防災対策、橋梁の耐震補強、雪崩・防雪施設の整備、道路を跨ぐ各種施設・トンネルの長寿命化を推進する。

(道路施設の防災対策・耐震化・老朽化対策の推進) (5-3,6-4) [県、町]

- 道路施設の防災対策について、落石崩壊、岩石崩壊や雪崩などの道路防災総点検の結果に基づき、引き続き計画的に対策工事を進める。また、橋梁の耐震化についても、緊急輸送道路等の橋梁を中心に計画的に対策工事を実施する。
- 橋梁をはじめとした道路施設等の老朽化対策については、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理・更新を実施する。

(孤立集落アクセスルートの確保) (2-2) [県、町]

- 被災時において、孤立集落の発生を防ぐため、孤立集落へのアクセスルートにおける落石等危険箇所の防災対策工事、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震補強工事、道路を跨ぐ各種施設、トンネル等の長寿命化を推進する。

(路線バス等地域公共交通の確保) (6-4) [県、町、民間]

- 災害発生に伴い道路等が寸断され、バス路線等地域公共交通の運行が困難な場合、道路管理者とバス事業者との情報共有を図り、代替路線による迂回路運行を早期に行うなど、臨機応変な運行により地域公共交通を確保するため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

<鉄道関係防災対策>

(鉄道施設の耐震化・防災対策の促進) (5-3,6-4) [県、町、民間]

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保及び大量輸送等の鉄道機能を維持するため、予め鉄道事業者による線路等鉄道施設の耐震性の強化や大雨・大雪等自然災害の防止に向けた雪崩防止柵等の整備を促進する。
- 災害発生時、鉄道利用者の安全確保を第一に速やかな対応を図るとともに、施設復旧までの期間の代行バス運行など、鉄道利用者の利便性を確保するよう、鉄道事業者における取組みを促進する。

<豪雪対策>

(暴風雪時における的確な道路管理の推進) (1-6) [国、県、町]

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

(道路の防雪施設の整備) (1-6) [県、町]

- 町が管理する道路においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上であり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

(道路の除雪体制等の確保) (1-6) [国、県、町]

- 安定的な除雪体制を確保する上で、各管理者の財政事情や除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた総合的な対策を検討する。

<その他対策>

(避難路・防災機能等の整備) (1-1) [町]

- 災害時における避難路の整備を推進するとともに、防災拠点施設や一時避難場所など、地域における防災機能を強化するための防災拠点施設等の整備を推進する。

(「道の駅」の防災拠点化の推進) (2-1) [国、県、町] 《危機管理》

- 緊急輸送道路の沿線における道の駅について、大規模災害発生時に支援物資の集積場所や支援活動の拠点等として利用できるよう、防災拠点化を進める。

《目標指標》

- ・ 橋梁点検率 100%(R1)→ 100%(R6)

(5) 国土保全

<洪水・土砂災害対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [町、民間] 《農林水産》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(治水対策の推進) (1-3) [町]

- 近年の気候の変動による局地的な大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の急増に対処するため、重点整備区間を設定し河川改修・ダム整備等を行うなど、治水効果の早期発現を図る。

(河川管理施設の維持管理) (1-3) [国、県、町]

- 老朽化した水門・樋門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に補修・更新を行う。
- 治水ダムについては、各設備が今後更新時期を迎えることから、ライフサイクルコストの縮減など一層の効率的な維持管理・更新を推進するため、計画的な長寿命化計画を策定し補修・更新を行う。
- 河川が有する流下能力を常に発揮できるようにするため、河積阻害の大きな要因となる河道の堆積土砂や河川支障木の除去に重点をおいて取り組むほか、経年劣化した護岸等の補強・補修を行う。

(都市部における内水浸水対策の促進) (1-3) [町]

- いわゆるゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、下水道雨水幹線等施設整備及び内水ハザードマップの作成を促進する。

(土砂災害に対する警戒避難体制の整備) (1-4) [県、町] 《危機管理》

- 県に対して、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定推進を要請するとともに、県の支援を受けながら、土砂災害ハザードマップの作成、土砂災害を想定した警戒避難体制の整備や避難訓練などを実施する。

(土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備) (7-1) [国、県、町]

《危機管理》

- 融雪や豪雨、巨大地震に伴う大規模地すべり等により天然ダムが形成された場合、決壊による二次災害の発生が懸念されることから、土砂災害緊急情報など避難に資する情報を、住民等に迅速に周知するための体制整備を推進する。

<復旧復興対策>

(迅速な復興に資する地籍調査の推進) (8-4) [県、町]

- 土地境界の明確化を図る地籍調査の成果は、被災後の迅速な復旧・復興に資するものであることから、その更新体制の整備を図る。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率
45.5% (R2) → 46% (R8) (7-3) 《農林水産》

(6) 保健医療・福祉

<医療機関等の非常時対応>

(医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 災害発生時における医療施設内での医療活動について、停電等による医療活動の遮断を防止するため、自家発電及び燃料備蓄の施設・設備整備を進め、継続した医療提供体制の確保を促進する。

(透析医療機関での非常時対応体制の整備) (2-4) [県、町、民間]

- 透析患者は週3回程度の透析治療が必要であり、年々増加傾向にある。透析医療を実施している医療機関においては、災害発生時においても自家発電装置及び貯水槽の整備により透析治療を提供できる体制の確保を促進する。

(医療・社会福祉施設等における食糧等の備蓄促進) (2-5) [県、町、民間]

- 病院や高齢者福祉施設等で1日3食を提供する施設については、3日分程度の食料と飲料水の備蓄を指導しており、引き続き周知を図る。

(災害発生時を想定した社会福祉施設の体制整備) (2-5) [県、町、民間]

- 社会福祉施設の防災対策について、県に対して定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導の徹底を要請するとともに、福祉版DMA Tにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。

<各種医療支援>

(ドクターヘリの活用による救急医療体制の充実) (2-5) [県、町]

- 災害時を含め、ドクターヘリの活用による救急医療体制の一層の充実を図るため、冬季間のランデブーポイントの確保を推進する。

<防疫対策>

(防疫対策の推進) (2-6) [国、県、町、民間]

- 平時から、災害発生時における消毒や害虫駆除等、速やかな感染症予防対策の重要性について普及啓発を行うとともに、定期の予防接種の接種率向上に取り組み、予防できる感染症の流行に備える。
- 避難所における感染症のまん延防止のため、手洗い及び手指消毒の励行、咳エチケットを徹底するとともに、トイレ等汚染の可能性のある区域を明確に区分し、生活空間の衛生の確保を図る。

(7) ライフライン・情報通信

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2,6-1) [町、民間] 《産業経済》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《産業経済》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱など町の地域特性に応じた電源・熱源を利用した再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<水道>

(水道施設の耐震化・老朽化対策の推進) (2-1,6-2) [町]

- 水道施設の耐震化率は、配水管が全国水準を下回っていることから、水道施設の老朽化対策と併せ、耐震化を着実に進める。

(応急給水体制などの整備) (2-1,6-2) [町、民間]

- 給水拠点の確保のための緊急遮断弁、耐震性非常用貯水槽などの整備と併せ、速やかな応急給水や復旧活動のための復旧資機材及び災害時における応援協定に基づく各種関係事業者との連携した応急給水体制などの整備を進める。

<下水道等>

(下水道に係る業務継続計画（BCP）策定・施設耐震化等の推進) (6-3) [町]

- 町におけるより実効性のある下水道BCP及び下水道施設のストックマネジメント計画の策定を推進する。また、下水道施設の耐震化・耐水化及びストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を着実に進める。

(合併処理浄化槽への転換促進) (6-3) [県、町、民間]

- 町生活排水処理基本計画を着実に推進し、単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を引き続き促進する。

<情報通信>

(情報通信機器の利用継続が可能となる体制の整備) (4-1) [民間]

- 災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進する。

(災害時における住民等への情報伝達体制の強化) (4-2) [民間]

- 災害時の住民等への情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等におけるBCP（業務継続計画）や災害対応マニュアルの策定、大規模自然災害発生に備えた訓練の実施を推進していくとともに、放送設備の損壊や電力供給が停止した事態に備え、予備放送設備や非常用電源設備の整備を促進する。

(IT部門における業務継続体制の整備) (3-1) [県、町] 《行政機能》

- 非常時でも優先的に実施しなければならない業務に不可欠な情報システムの業務継続計画(ICT-BCP)を策定し、業務の継続性を確保するための対策を講じるとともに、業務継続計画の実効性を高めるため、訓練等により定期的な計画内容の点検・更新を行う。
- 情報システムの業務継続計画の策定を促進するとともに、災害時のシステム不稼働のリスクを減らすため、すべてのシステムにおいて引き続き自治体クラウドの導入やデータセンターの活用など、情報システムの機能維持のための取組みを促進する。
- 災害時における正確な情報伝達や的確な行政判断を行ううえで、機動性に優れたリモートワーク端末の利用が有効であることから、行政機能確保のために、リモートワーク端末の整備を進める。

《目標指標》

- ・町のエネルギー開発量（太陽光発電施設 5所） 80,000kWh (R2) (6-1)
- ・水道の配水管の耐震適合率 13.6% (R2) → 20%(R10) (2-1.6-2)
- ・浄化センターストックマネジメント計画策定(R2)
- ・合併処理浄化槽の普及率(対人口) 28.3%(R1)→ 31.3%(R8)

(8) 産業経済

<企業活動>

(企業の事業継続計画（BCP）の策定促進) (5-1) [町、民間]

- 災害が発生した際に、企業が事業活動を継続し、あるいは事業の中断を余儀なくされた場合でも出来るだけ早期に復旧できるようにするため、町内企業におけるBCP策定を促進する。

<エネルギー>

(エネルギー供給事業者との連絡強化) (5-2, 6-1) [町、民間] 《ライフ・情報》

- エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と町との連絡体制を強化する。

(再生可能エネルギーの導入拡大) (6-1) [県、町、民間] 《ライフ・情報》

- 生活・経済活動に必要なエネルギーの安定供給を確保するために、安全で持続可能なエネルギー源である再生可能エネルギーの導入拡大が必要であり、太陽光やバイオマス、中小水力、地中熱など町の地域特性に応じた電源・熱源を利用した再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

<風評被害防止>

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信) (7-4) [県、町、民間]

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、観光地に関する定期的な情報発信を行うなど、平時から関係機関等との連携を図る。

《目標指標》

- ・町のエネルギー開発量（太陽光発電施設 5カ所） 80,000kWh (R2) (6-1)

(9) 農林水産

<食料供給>

(食料生産基盤の整備) (5-4) [県、町、民間]

- 災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する。

(食料及び生産基盤の有害鳥獣による被害防止) (5-4) [県、町、民間]

- 鳥獣による農作物及び生産基盤への被害防止に向け、生産者個々による取り組みと併せ、より効果的な駆除、追い払い対策を地域ぐるみで総合的に取り組むため、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの被害防止施設の整備を推進する。

<農林漁業施設の耐震化・老朽化対策>

(農地・農業用施設等の保全管理の推進) (7-3) [町、民間] 《国土保全》

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果などの国土保全機能は、営農の継続により発揮されることから、農家や地域住民が共同で行う水路、農道等の保全管理を推進する。

(農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進) (6-2) [県、町、民間]

- 基幹的な農業水利施設について、機能診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化・老朽化対策を着実に推進する。

(ため池の耐震化・ハザードマップ作成の推進、水管理システムの整備)

(7-1) [県、町] 《農林水産》

- ため池の決壊による被害を未然に防止するため、ため池の点検を実施し、補強の必要なため池については順次整備を行う。併せて、決壊すると多大な影響を与えるため池については、住民の避難に資する「ため池ハザードマップ」の作成・公表を推進する。

また、土地改良区が管理している基幹水路や大型ため池に農業用水路等長寿命化防災減災事業を活用し、水管理システム（クラウド型水位計）を設置することにより、豪雨災害時に町と改良区による迅速な対応を図る。

（治山施設等の土砂災害対策・災害に強い路網整備の推進） (2-2, 7-1, 7-3) [県、町]

- 治山施設や地すべり防止施設の整備などの土砂災害対策を進めるとともに、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図る。また、災害時の避難や救援等に備えた林道の整備や治山ダムなどインフラの耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。

《目標指標》

- ・ 農地・農業用施設等を農家や地域住民が共同で保全管理する活動面積のカバー率
45.5% (R2) → 46% (R8) (7-3) 《国土保全》
- ・ ため池等ハザードマップの作成及び公表 (7-1) 《危機管理》

(10) 環境

<有害物質・危険物対策>

(危険物施設の耐震化の促進) (7-2) [県、町、民間]

- 災害時に、屋外タンク貯蔵所等の被災により危険物が拡散し、引火などによる爆発等の二次災害の防止を図るため、耐震基準に適合しない危険物施設の耐震化を促進する。

<災害廃棄物対策>

(災害廃棄物処理計画の策定) (8-1) [県、町]

- 環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場や廃棄物処理施設での処理体制の確保等をまとめた「災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。

≪目標指標≫

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 (R2) (8-1)

(11) リスクコミュニケーション

<防災教育>

(防災教育の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 地域や事業所における防災意識の向上のため、防災知識の普及啓発や啓発内容の充実等を図る。
- 民間団体等における防災教育の取組みを周知するなど、防災教育の充実を図る。

(雪下ろし事故を防止するための注意喚起) (1-5) [県、町]

- 雪下ろし中の転落事故が後を絶たないことから、今後とも引き続き、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止の注意喚起を行う。

(食料等の備蓄) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- 家庭における備蓄については、町民に対して3日分の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。

<防災訓練>

(防災訓練の充実) (1-6) [県、町、民間]

- 災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平常時から各種訓練を実施することが必要であることから、総合防災訓練をはじめ、より多くの町民の参加による実践的な訓練に取り組む。

<要配慮者支援>

(災害時の要配慮者支援の促進) (1-6) [県、町、民間]

- 避難行動要支援者の避難行動や避難生活を支援するために必要な、避難行動要支援者名簿や個別計画について、引き続き、作成を促進する。

<関係機関との連携・人材育成>

(災害ボランティアの受入れに係る連携体制の整備) (2-1) [県、町、民間] 《危機管理》

- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政と活動を支援するボランティア団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備に向けた取組みを促進する。

(建設関係団体との連携強化) (8-2) [県、民間]

- 各種建設関係団体と災害時における応急対策への支援について協定を締結しているが、大規模災害時において、建設関係事業者の広域的な応援協力による応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、防災訓練等を通じ一層の連携強化を図る。

（復旧・復興を担う人材の育成）(8-2) [県、民間]

- 各種建設関係団体と連携し、道路啓開等の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成支援を行う。
- 近年、建設業界への若年入職者の減少、技能労働者の高齢化等による担い手不足が懸念されていることから、業界団体と行政が連携して担い手の確保を図るとともに、労働者育成の観点から就労環境の改善を関係機関に要請する。

V 計画の推進

1 計画の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、計画の推進に当たっては、所管部局を中心に、国や県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていく。

2 計画の見直し

本計画は、基本計画と整合を図るため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。なお、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

また、本計画は、国土強靱化に係る指針となるものであることから、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。